

施設の概要

施設名	宇都宮市大谷観光周遊拠点施設	
所在地	宇都宮市大谷町1271番地2	
根拠条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市大谷観光周遊拠点施設条例（令和5年条例第12条） ・宇都宮市大谷観光周遊拠点施設条例施行規則（令和5年規則第11号） 	
設置年月日	令和5年11月20日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	大谷地域への来訪者の滞在・交流等を促進し賑わいを創出することにより、地域活性化を図るため設置するもの
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大谷観光周遊拠点施設（以下、「拠点施設」という。）の運営及び維持管理に関する業務 ・大谷地域の情報発信に関する業務 ・大谷地域の発着・回遊に関する業務 ・大谷地域の滞在・交流促進に関する業務 ・大谷地域の文化継承・創造に関する業務 ・拠点施設の使用の許可，利用の制限等に関する業務 ・その他，施設の目的を達成するために必要な業務
開館時間	<p>原則午前9時から午後5時まで</p> <p>※ただし，駐車場については，午前8時から午後8時まで開放する。</p> <p>※旧大谷公会堂・多目的スペースの貸館時間は午前9時から午後8時まで（準備・設営及び片付け等の時間を含む）とする。ただし，特例的な場合は午後10時までの利用を認める。</p>	
休館日	<p>年末年始（12月29日～1月3日）のほか，毎月第3火曜日を基本に月1日程度（年12日以内）を設ける。なお，駐車場については，休館日においても観光客等の利便性を確保するため，開館日と同様に開放する。</p> <p>※休館日の設定についても指定管理者に提案を求める。</p> <p>※その他，保守点検のための臨時休館が可能。</p>	
現在の指定管理者	宇都宮市大谷観光周遊拠点施設運営共同事業体	
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	90,040千円
	使用料（利用料金）収入	2,054千円（令和8年1月末時点）
利用者数（のべ人数）	83,467人（令和8年1月末時点）	

施設構造	【旧大谷公会堂】鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 平屋建て 【ビジターセンター】木造 平屋建て			
敷地面積 (m ²)	5, 918 m ²	延床面積 (m ²)	316 m ²	
主な 施設内容	施設名		定員(人)	面積(m ²)
	旧大谷公会堂	多目的ホール	100人程度	150 m ²
		常設ステージ		15 m ²
	ビジターセンター	観光案内等 スペース		30 m ²
		トイレ		60 m ²
	多目的スペース(屋外)			200 m ²
	駐車場 (うち大型車用)		111台 (7台)	5,400 m ²
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点施設については、「障がい者が公の施設を利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則(平成12年規則第25号)」に基づく使用料の減免をする。 ・ また、公共団体の主催事業や公共団体との共催・後援事業のほか、地域団体及び地域住民が主催する大谷地域の活性化を目的とした事業への利用に際し使用料の減免をする。 			